

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画変更認可申請（1号機タービン建屋の滞留水移送ポンプの追設及び建屋内滞留水をプロセス主建屋等を介さずに処理する設備の設置）に係る面談
2. 日時：平成28年12月5日（月）16時00分～17時10分
3. 場所：原子力規制庁9階会議室
4. 出席者
原子力規制庁原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
三澤安全審査官、加藤安全審査官
東京電力ホールディングス株式会社福島第一廃炉推進カンパニー 担当4名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、平成28年10月5日に受理した実施計画変更認可申請（1号機タービン建屋の滞留水移送ポンプの追設）に関し、
- 本設備設置後における1号機タービン建屋内滞留水及び周辺サブドレンの水位管理
 - 本設備の耐震性
 - 移送ラインの敷設ルートの一部見直し
- 等について、資料に基づき説明があった。
- また、平成27年6月9日に受理した実施計画変更認可申請（建屋内滞留水をプロセス主建屋等を介さずに処理する設備の設置）における平成28年11月10日の面談におけるコメントに関し、
- SPT（A）に建屋内滞留水を一時貯留する条件
 - SPT（A）に建屋内滞留水を一時貯留した場合の周辺線量への影響
 - SPT（A）による敷地境界の実効線量（評価値）
- 等について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁は、上記説明について了承した。

6. その他

- ・資料：
 - ・1号機タービン建屋滞留水移送装置追設に係る補足説明資料
 - ・処理装置への移送系統等の改良に係る補足説明資料